

難聴高齢者補聴器購入費助成事業の流れ

※購入後の助成はできません。必ず購入前に手続きをしてください。

①申請書類を準備します

助成金額：購入費用の半額
(上限は2万円)

申請書類：(1)申請書
(2)意見書…指定医が記入したものに限り
(3)見積書…買いたい補聴器のもの(宛名は対象者とします)

※(1)(2)の様式は高齢者支援課(市役所1階)の窓口か、市のホームページで入手できます

②高齢者支援課の窓口に提出します(市役所1階)

助成決定

助成不可

不可の電話が入ります

③決定通知が届きます

「請求書・請求書の記入例」が同封してあります

④補聴器を購入します

領収書を必ず受け取ってください(宛名は対象者とします)
※購入する補聴器に変更がある場合は、購入前に高齢者支援課へ連絡を入れてください

⑤請求書・領収書・通帳の写しを高齢者支援課に提出します

提出書類：(1)請求書(見本を参考に記入してください)
(2)領収書
(3)通帳の写し…振込先の確認のために、表紙を開いた1ページ目をコピーしてください

⑥1か月以内に入金されます